住所　名古屋市千種区今池２丁目21番16号
崔傑　昭和56年10月10日生
李梅燕　昭和57年６月28日生
崔智恩　平成26年８月５日生
住所　千葉県佐倉市上志津原５番地３
孔令雁　昭和55年１月29日生
住所　横浜市港北区綱島西５丁目５番18号
肖麗娜　昭和55年２月24日生
住所　川崎市高津区久地２丁目２番21―402号
金旬矢　昭和61年１月１日生
住所　東京都足立区東六月町７番38号
金大根　昭和56年４月23日生
朴貴華　昭和57年８月５日生
金所怡　平成26年１月17日生
住所　東京都八王子市台町２丁目24番13号
陳美枝　平成２年９月25日生
住所　静岡県三島市柳郷地135番地３
パウロ・カツヒロ・イサ　昭和37年８月21日生
テウラ・サチエ・イサ　昭和37年11月23日生
カツユキ・イサ　平成６年３月24日生
ユキマサ・イサ　平成８年12月５日生
コウタロウ・イサ　平成13年11月７日生
住所　神奈川県足柄下郡箱根町仙石原403番地17
ミホ・イサ　平成７年10月25日生
住所　愛知県小牧市大字西之島1918番地１
張小蕾　昭和54年３月24日生
住所　愛知県岩倉市北島町宮東1312番地２
マージョリー・サチ・クロイワ　昭和58年４月３日生
シゲリジ・タミ・クロイワ　昭和60年９月24日生
住所　大阪府東大阪市楠根１丁目７番９号
金奉中　昭和48年８月26日生
住所　大阪市東成区中本５丁目３番31号
金晃白　昭和34年１月６日生
左和枝　昭和37年８月12日生
金泰煇　平成２年８月31日生
金真依　平成10年９月10日生
住所　東京都品川区東中延２丁目１番２号
キム英里香　平成４年９月25日生
住所　大阪市生野区勝山南４丁目１番25号
金和子　昭和48年５月４日生
住所　兵庫県尼崎市食満７丁目19番３号
全裕也　昭和62年12月13日生
住所　兵庫県尼崎市猪名寺１丁目27番20号
宋達男　昭和52年３月15日生
住所　兵庫県尼崎市立花町１丁目13番１―206号
梁修漢　昭和57年12月６日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目547番地１
朴浩恵　昭和43年１月３日生
住所　兵庫県姫路市広畑区小松町２丁目６番地11
李明恵　昭和59年３月４日生
住所　兵庫県高砂市伊保崎南10番17号
金健一　昭和33年２月11日生
住所　神戸市垂水区東垂水３丁目12番13号
金俊　昭和61年３月７日生
住所　京都市山科区四ノ宮山田町19番地１
河汪勝　昭和57年６月３日生
住所　京都市南区久世中久世町５丁目27番地１
張文冕　昭和61年２月４日生
住所　京都市伏見区納所下野１番地
全春吉　昭和26年２月６日生
住所　京都市南区久世上久世町813番地
金和賢　昭和54年２月23日生

○農林水産省告示第千百九十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市畑字柳サコ二三七、二四一の一から二四一の四まで、字カシカタニ一八、一九、二〇の一、二〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳サコ二三七・二四一の一から二四一の四まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字カシカタニ一八・二〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町大稗字上ノ谷四七三、四七三の一、四七三の二、四七四、四七五の一、字奥ノ谷一〇三五から一〇四〇まで、一〇三八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ谷四七三の一、四七四、四七五の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥ノ谷一〇三五・一〇三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町深河谷字下河原三二五の八、三二五の一〇、三二五の一二、三二五の一五、三二五の一七から三二五の二〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下河原三二五の八、三二五の一〇、三二五の二〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町田井縄字親見谷一〇〇七の一、一〇〇七の三、一〇〇七の五から一〇〇七の九まで、一〇〇八、一〇〇七の一〇（次の図に示す部分に限る。）、字上地六一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字親見谷一〇〇七の一、一〇〇七の七から一〇〇七の一〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）